

令和二年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）に基づき、及び同法を実施するため、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この命令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定の申請）

第二条 法第九条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請書について様式第一による申請書を、同項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請書については様式第二による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- 一 申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあつては、当該登記に係る登記事項証明書
- 二 申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあつては、これらに準ずるもの）
- 三 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 主務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム導入計画が法第九条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 以上の上の主務大臣に第一項の申請書を提出する場合においては、いずれか一の主務大臣を経由し

て、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定）

第三条 主務大臣は、法第九条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム導入計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めを照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第三の認定書を交付するものとする。

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第五により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 認定の日付
- 二 導入計画認定番号
- 三 認定導入事業者の名称
- 四 認定導入計画の概要

（認定導入計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第四条 認定導入計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定導入事業者は、遅滞なく、様式第六によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 法第十条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更の認定を受けようとする認定導入事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第七による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

3 二以上の主務大臣に変更申請書を提出する場合においては、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該変更申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第二項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第九条第三項の

定めを照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定導入計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第八の認定書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第十により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の導入計画認定番号
- 三 認定導入事業者の名称
- 四 変更後の認定導入計画の概要

（認定導入計画の変更の指示）

第五条 主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定導入計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該変更の指示を受ける認定導入事業者に交付するものとする。

（認定導入計画の認定の取消し）

第六条 主務大臣は、法第十条第二項又は第三項の規定により認定導入計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による通知書を当該認定が取り消される認定導入事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定導入計画の認定を取り消したときは、様式第十三により、その認定を取り消された日付、導入計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第七条 認定導入事業者は、主務大臣の求めに応じて、認定導入計画の実施状況を、様式第十四により主務大臣に報告しなければならない。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する権限の委任）

第八条 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する総務大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地、主たる基地局の送信所の所在地又は小型無人機の常置場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する農林水産大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する経済産業大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する国土交通大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（開発供給等促進円滑化業務の実施に関する方針）

第九条 法第十四条第一項の開発供給等促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 開発供給等促進円滑化業務の実施体制に関する事項
- 二 開発供給等促進円滑化業務に関する次に掲げる事項
 - イ 貸付けの対象
 - ロ 貸付けの方法
 - ハ 利率
 - ニ 償還期限
 - ホ 据置期間
 - ヘ 償還の方法
 - ト イからへまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項
- 三 開発供給等促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、開発供給等促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第十条 法第十五条第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）

様式第五（第3条第3項関係）

申請書（第3条第3項関係） 認定個人計画の概要

1. 認定の目的
 2. 個人計画認定番号
 3. 認定個人事業者の名称
 4. 認定個人計画の概要

【備考】
 1. 認定個人計画の概要：中、認定個人事業者の就業上の職務に該当する部分については、これを当該の対象として記載していい。

様式第六（第4条第1項関係）

申請書（第4条第1項関係） 認定個人計画の概要の変更の届出書

主務大臣 氏 名 年 月 日
 認 定 官
 代 表 者 の 氏 名

年 月 日 日付だけで認定を受けた認定個人計画について下記ののとおり概観な変更を行ったので、第4条第1項の規定に基づき届出します。

記

1. 個人計画認定番号
 2. 変更事項
 3. 変更事項の内容

【備考】
 1. 届出の大きさは、日本縦横規格A4とする。

【記載事項】
 変更事項の内容については、変更前と変更後を併記して記載する。

様式第七（第4条第2項関係）

申請書（第4条第2項関係） 認定個人計画の変更申請書

主務大臣 氏 名 年 月 日
 認 定 官
 代 表 者 の 氏 名

年 月 日付だけで認定を受けた認定個人計画について、特定高層管理職経歴照会システムの利用開始日及び個人計画に関する当該第1の各条の規定において準用する当該第3条第3項の規定に基づき、下記の認定の変更を受けたので申請します。

記

1. 個人計画認定番号
 2. 変更事項
 3. 変更事項の内容

【備考】
 1. 届出の大きさは、日本縦横規格A4とする。

【記載事項】
 変更事項の内容については、変更前と変更後を併記して記載する。

様式第八（第4条第4項関係）

申請書（第4条第4項関係） 認定個人計画の変更届書

主務大臣 氏 名 年 月 日

〇〇 〇〇 氏

年 月 日付だけで変更申請のあった認定個人計画について、特定高層管理職経歴照会システムの利用開始日及び個人計画に関する当該第1の各条の規定において準用する当該第3条第3項の規定に基づき、当該第4項の規定に基づき届出します。

記

1. 変更の認定の目的
 2. 変更中の個人計画認定番号
 3. 変更申請書の提出日及び変更後の代表者の氏名
 4. 変更申請書の住所

【備考】
 1. 届出の大きさは、日本縦横規格A4とする。
 2. 申請のあった変更申請書の写しを添付する。

様式第九（第4条第5項関係）

様式第九（第4条第5項関係）
 認定導入計画の変更の承認通知書
 年 月 日
 ○○ ○○ 殿
 主務大臣 様
 年 月 日付にて変更申請のあった認定導入計画については、下記の理由により認定を
 しないものとします。
 記
 不認定の理由
 1. 認定
 理由の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第十（第4条第6項関係）

様式第十（第4条第6項関係）
 変更後の認定導入計画の概要
 1. 変更の認定の目的
 2. 変更後の導入計画認定番号
 3. 認定導入事業者の名称
 4. 変更後の認定導入計画の概要
 1. 認定
 1. 4. 変更後の認定導入計画の概要」中、認定導入事業者の名称上の欄位に該当する部分については、
 当該本通知の欄位として記載していない。

様式第十一（第5条関係）

様式第十一（第5条関係）
 認定導入計画の変更取消の通知書
 年 月 日
 ○○ ○○ 殿
 主務大臣 様
 年 月 日付にて認定を完了した認定導入計画について、特許高度情報通信技術系中小企
 業の標準規格及び導入の促進に関する法律第3の6第3条第2項第3号の規定に基づき、下記の理由によ
 り認定を取り消します。
 記
 1. 導入計画認定番号
 2. 変更取消の理由
 3. 変更取消の理由
 1. 認定
 理由の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第十二（第6条第1項関係）

様式第十二（第6条第1項関係）
 認定導入計画の認定取消し通知書
 年 月 日
 ○○ ○○ 殿
 主務大臣 様
 年 月 日付にて認定を完了した認定導入計画について、特許高度情報通信技術系中小企
 業の標準規格及び導入の促進に関する法律第3の6第3条第2項第3号の規定に基づき、下記の理由によ
 り認定を取り消します。
 記
 1. 導入計画認定番号
 2. 認定取消しの理由
 1. 認定
 理由の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第十三 (第6条第2項関係)

様式第十三 (第6条第2項関係)
 認定個人計画の認定申請書

1. 認定申請受理された日付
 2. 認定申請受理された個人計画認定番号
 3. 認定申請受理された事業者の名称

様式第十四 (第7条関係)

様式第十四 (第7条関係)
 認定個人計画の実施状況報告書

主務大臣 氏 名
 年 月 日
 氏 名
 代 表 者 の 氏 名

年 月 日付だけで認定を受けた認定個人計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 個人計画認定番号
 2. 特定高齢者健康確保技術活用システムの導入の日課の進捗状況
 3. 実施した特定高齢者健康確保技術活用システムの導入の内容

備考
 関係の大きな法、日本産業規格A4とする。

様式第十五 (第10条第1項関係)

(略)

様式第十六 (第13条関係)

(略)

様式第十七 (第14条関係)

(略)

様式第十八 (第17条関係)

(略)